

令和6年度沖縄県契約審議会 議事概要

- 1 開催日時 令和6年11月14日（木曜日）14時00分～15時40分
- 2 開催場所 県庁6階第2特別会議室
- 3 出席委員 岡崎暁委員、源河忠雄委員、幸地啓子委員、佐久本和代委員、
田端一雄委員、仲宗根哲委員、平敷徹男委員、宮城哲委員 ※50音順

4 議題

- (1) 令和5年度答申の附帯意見に対する県の対応について
- (2) 令和6年度各部局等における取組実施状況について
- (3) 沖縄県の契約に関する取組方針の改定について

5 議事

- (1) 令和5年度答申の附帯意見に対する県の対応について
 - ア 事務局が、資料4に基づき説明を行った。
 - イ 委員から次のような発言があった。
 - (ア) 清掃・警備などの労働集約型の業務委託の人件費は容易に削られない部分であるため、最低制限価格の設定の方法については、人件費に着目して見直しを検討していただきたい。公共工事の積算の方法に倣って、経費ごとに着目して、最低制限価格を設定していただきたい。
 - (イ) 厚労省が定めたビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインでは、予定価格は原則事後公表することとなっていることから、予定価格及び最低制限価格を事後公表することについて前向きに検討していただきたい。
 - ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。
 - (ア) 最低制限価格の設定については、対外的に説明できるような設定の方法について検討する。
 - (イ) 予定価格及び最低制限価格の事後公表については、庁内で検討を進めていく。
- (2) 令和6年度各部局等における取組実施状況について
 - ア 事務局が、資料5から資料8までにに基づき説明を行った。
 - イ 委員から次のような発言があった。
 - (ア) 各部局等における取組実施率が非常に高くなっていること、昨年度追加された新たな取組を各部局で実施していることについて高く評価する。
 - (イ) 入札参加資格審査等においてパートナーシップ構築宣言を行う企業を評価すること、及び建設工事入札参加資格審査においてうちな一健康経営宣言に登録している建設業者を評価することについて、現在未実施の部局において取り組んでいただきたい。
 - (ウ) 建設工事入札参加資格審査において、パートナーシップ構築宣言を行う企業を評価するようにしていただきたい。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

パートナーシップ構築宣言を行う企業については、一部の部局等において、業務委託先の選定に当たり加点を行っているところではあるが、この取組が各部局にまだ浸透していないことから、商工労働部として今後働きかけていく。

(3) 沖縄県の契約に関する取組方針の改定について

ア 事務局が、議題2を踏まえ取組方針の改定について説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

(ア) 建設業審議会において最低制限価格の見直しについて議論された。最低制限価格は、品質確保とダンピング対策のために必要だが、利潤の確保ができない場合、人の採用や賃金の引上げができない。国のモデルでは92.3%として設定されているが、適正な利益確保には95%が望ましいということで、建設業審議会の附帯意見が付されている。適正な賃金の支払、経済効果等を鑑み、最低制限価格の適正な設定、その定義について議論する必要がある。

(イ) 取組方針の中で、労働環境の整備、労働福祉の促進に関する取組が進んでいないため、経営改善の支援や、技術者の育成など、企業内部の改善につながるような支援を行っていただきたい。

(ウ) 最低賃金が56円上昇したことを踏まえ、各部局の委託業務（清掃業務その他の委託業務を含む。）に関し、どのように対応したのか、契約改定がされたかどうか調査していただきたい。

併せて、最低賃金の上昇に伴う令和7年度予算の措置状況について報告していただきたい。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

土木建築部では、国のモデルに従って、業務の最低制限価格の設定を行っていたが、一部の業務において事業者の赤字が出るのが判明したことから、部として最低制限価格の算定式の見直しを行った事例がある。赤字が出る事業者が多い業種について調査を行い、社会情勢を踏まえながら今後検討する。

また、工事以外の業務委託に係る最低制限価格については、県において統一した基準がないため、今後庁内で議論して、客観的に妥当な設定方法の確立を目指してまいりたい。

6 会議の公開・非公開の別 非公開（その理由は次のとおり）

(1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第6号に該当するため。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるため。

令和6年12月2日

沖縄県商工労働部労働政策課